

群馬県多文化共創カンパニー認証制度実施要領

（目的）

第1条 この要領は、外国人材を雇用し、彼らを「仲間」として迎え入れ、ともに活力を創り出すための特に優れた取組を行う事業者を認証するとともに、認証された取組を多文化共創のロールモデルとして広く国内外へ情報発信することにより、多文化共創社会の形成を推進する「群馬県多文化共創カンパニー認証制度」に必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要領において、事業者とは県内に本社または営業所等があり、県内において事業活動を行う企業、法人、団体、個人事業主をいう。また、外国人材を対象とした教育機関も含むものとする。

（申請者の要件）

第3条 過去3年間において、出入国又は労働に関する法令に関して不正又は著しく不当な行為をしていないこと。

2 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団または暴力団員でないこと及び暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

3 群馬県税の未納がないこと。

（認証要件）

第4条 次の事項について、ロールモデルとして特にふさわしい取組をしていること。

（1）外国人材が企業の新たな価値創造に貢献できる業務を担っている。

（2）外国人材の能力開発の機会を積極的に設けている

（3）外国人材が日本人に交じり、企業の役職に就いて活躍している。

（4）その他外国人材の活躍につながる支援を行っている。

（認証申請及び審査）

第5条 認証を希望する事業者は、申請書（様式第1号）に必要な事項を記載し、別に定める期間において知事へ申請するものとする。

2 知事は、別に設ける群馬県多文化共創カンパニー認証審査委員会（以下「委員会」と言う。）の意見を聴いた上で、総合的な観点から評価し、申請された取組が多文化共創のロールモデルとして特にふさわしいと判断した場合、認証を行うものとする。

3 委員会の委員が関与する事業者からの申請には、当該委員からの意見は聴かないものとする。

4 次条により認証を受けた事業者について、次年度以降に改めて申請した上で認証を受けることができる。

(認証書の交付)

第6条 知事は、申請者が認証された場合、申請者に対して別に定める認証書を交付するとともに、ホームページ等で周知するものとする。

(認証の解除)

第7条 知事は、認証事業者としておくことが適当でない事由が発生したときは、委員会の意見を聴いて、その認証を解除することができる。

2 知事は、前項により解除した場合、その旨を事業者に通知するとともに、ホームページ等で周知するものとする。

(県の取組)

第8条 知事は、次の取組を行うこととする。

- (1) 認証事業者の取組等について、Web コンテンツを作成し、予算の限りににおいて優れた取組に関する情報を国内外へ広く発信
- (2) 認証事業者に対する多文化共創カンパニー認証書の授与

(その他)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

(所掌)

第10条 この要領に関する事務は、地域創生部ぐんま暮らし・外国人活躍推進課において所掌する。

附則

この要領は、令和3年6月4日から施行する